

岐阜県公報

号外(五) 平成二十一年三月三十日

目次

規則

岐阜アリーナ条例施行規則及び岐阜アリーナ使用料規則の一部を改正する規則

(スポーツ健康課)

ページ 一

規則

岐阜アリーナ条例施行規則及び岐阜アリーナ使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜アリーナ条例施行規則及び岐阜アリーナ使用料規則の一部を改正する規則

(岐阜アリーナ条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜アリーナ条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認)

第四条の二 指定管理者は、条例第五条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書(別記第四号様式の二)を提出しなければならない。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「条例第五条第一項に規定する使用料(以下単に「使用料」という。)」を「利用料金」に、「使用料延納申請書」を「利用料金延納申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改める。

第六条の見出し中「使用料後納」を「利用料金後納」に改め、同条第一項中「知事は、使用料」を「指定管理者は、利用料金」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に、「(使用料)を(利用料金)」に、「知事が」を「指定管理者が」に改め、同条第二項中「使用料後納申請書」を「利用料金後納申請書」に、「知事」を「指定管理者」

に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「使用料後納」を「利用料金後納」に改める。

第七条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「知事」を「指定管理者」に、「第五条第三項ただし書」を「第五条の二第三項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第二号中「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同項第三号中「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「第五条第四項」を「第五条の二第四項」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免承認書」を「利用料金減免承認書」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免承認書」を「利用料金減免承認書」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。
(準用)

第九条の二 第五条から第七条までの規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜プリーナの管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別記第一号様式注、別記第一号様式の二注及び別記第四号様式注中「する」を、「使用料」とあるのは「利用料金」とする」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式の2 (第4条の2関係)

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所
申請団体名
代表者名

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施設名又は設備名	区分	利用料金額	利用料金設定の理由	備考

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

「使用料延納申請書」や「利用料金延納申請書」及び「岐阜県知事」

や「岐阜アリーナ指定管理者」及び「使用料の」や「利用料金の」及び「施設使用
附属施設設備等

「施設利用料金」及び「回覧表」並びに「使用料の返還」及び「納入済
附属施設設備等利用料金」

注 知事が岐阜アリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜アリーナ指
定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とす
る。

「岐阜県長官兼代任」使用料後納申請書」や「利用料金後納申請書」及び「岐阜県知事」
や「岐阜アリーナ指定管理者」及び「使用料の」や「利用料金の」並びに「回覧表」並
びに「使用料の」及び「利用料金の」並びに「回覧表」並びに「使用料の」及び「利用料金の」

注 知事が岐阜アリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜アリーナ指
定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とす
る。

「岐阜県長官兼代任」使用料返還申請書」や「利用料金返還申請書」及び「岐阜県知事」
や「岐阜アリーナ指定管理者」及び「使用料の返還」や「利用料金の返還」及び「納入済
使用料」や「納入済利用料金」及び「施設使用料」や「施設利用料
附属施設設備等使用料」及び「附属施設設備等利用
料金」

注 知事が岐阜アリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜アリーナ指
定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とす
る。
別記第八号様式を次のように定める。

--	--

第8号様式 (第7条関係)

利用料金減免申請 (承認) 書

年 月 日

岐阜アリーナ指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合)団体名及び代表者名

ふりがな

担当者名

電話()

次のとおり利用料金の減免を申請します。

施設の名称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金 合計		円 円
減免を受けようとする額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金 合計		円 円
納入する利用料金の額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金 合計		円 円
申請の理由			
備考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜アリーナ指定管理者

注 知事が岐阜アリーナの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜アリーナ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(岐阜アリーナ使用料規則の一部改正)

第二条 岐阜アリーナ使用料規則(昭和四十年岐阜県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜アリーナ利用料金規則

第一条中「使用料」を「利用料金」に改める。

第二条を次のように改める。

(附属設備等の利用料金)

第二条 条例別表の知事が定める附属設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

第二条の次に次の一条を加える。

(準用)

第三条 前条の規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜アリーナの管理を行う場合について準用する。この場合において、「利用料金」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

別表第一を削る。

別表第二中「の使用料」を「の利用料金」に改め、同表ホールの照明設備(白熱灯及び水銀灯)の項中「使用する」を「利用する」に改め、同表持込器具電源使用料の項中「持込器具電源使用料」を「持込器具電源利用料金」に改め、同表備考第一号中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考第二号中「持込器具電源使用料」を「持込器具電源利用料金」に、「使用者」を「利用者」に改め、同表を別表とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第一条の規定による改正前の岐阜アリーナ条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜アリーナ条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十一年三月三十日印刷
平成二十一年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜尾文芸社